

総 説

幕末期長崎における政治的デモクラシーの芽生え
亀山社中（海援隊）・龍馬の『藩論』を中心に

関 家 新 助

（長崎国際大学 人間社会学部 社会福祉学科）

要 旨

『藩論』は政治的デモクラシーについて日本人が初めて述べた思想である。本論では、近代日本において『藩論』の思想が自由民権思想という反権力思想の中で、どのような影響力をもち、役割を果たしてきたかを明確にし、そして『藩論』の今日的意義について述べる。

キーワード

坂本龍馬、政治的デモクラシー、藩論

はじめに

私は、これまで、サイドワークとして幕末期の憲政思想、とくに、坂本龍馬の『藩論』を中心に彼の政治思想を研究してきた。

研究成果は、一応区切りをつけて一冊の著書（『近代日本の反権力思想 龍馬の『藩論』を中心に』（1986、法律文化社）にまとめあげている。

私は、幕末期において日本人が日本人の立場で提唱した政治思想、とくに龍馬を頭かしらに、亀山社中・海援隊の同志達が執筆し、長崎で出版されたといわれている『藩論』を中心に我国の政治的デモクラシーの思想的原点について考察してきた。

龍馬は行動の人で思想家ではない。しかし、思想的にしっかりした理念をもっていなければ、彼のエネルギーで指導的な活動はありえなかったのではないかと私は考えている。

龍馬の政治思想をあらわした文書には、かの有名な『船中八策』『新政府綱領八策』、そして、まだ一部の研究者のあいだでしか知られていない『藩論』がある*。

*『藩論』研究のメッカは同志社大学人文科学研究所である。龍馬ブームの今日でも、この貴重な資料の存在すらほとんど知られていない。地元・長崎の亀山社中関係の郷土史家の間でも『藩論』の存在を知る人に、いまだ私は出会っていない。『藩論』は、ふるくは大佛次郎の『天皇の世紀』（朝日新聞社、第12巻192-199頁）に紹介されているが、司馬遼太郎の『龍馬がゆく』には見当たらない。

〔1〕『藩論』について

『藩論』は、明治維新という我国の近代国家像の創設にともなう「藩」という地方自治体の具体的な改革案であり、その基本的な考え方は、日本人が最初に主張した「民」（町人・農民）による議会制デモクラシーの理念が提起されている。従って『藩論』は、我国の近代政治思想史上まれにみる貴重な一級史料であり、とくに、我国の憲法思想史研究に重要な意義をもつ。

その原本は、現在、我国にただ1点、同志社大学図書館・絲屋文庫に門外不出として保存さ

れている*。それは、半紙16枚からなる木版摺りで、表紙には「藩論巻一」という表題のもとに「明治紀元12月」の日付および「貳百部限減版」と記されており、文体は漢和混合文で春雄堂主人（人物不明）の書いた小引（まえがき）と本文の二つの章からなっている。

*『藩論』の原本は、過去には、東大の尾佐竹猛が所蔵していたが、太平洋戦争の際、焼失してしまはな。今日1点のみ同志社大学に保存されている。

私が、いま注目しているのは、『藩論』が長崎で出版されたと推察されていることから、当時、亀山社中・海援隊を水面下で援助していた地元の豪商、とりわけ、今日現存する小曾根家の古文書の中に在るのではないかとかすかな期待をよせていることである。さいわい、小曾根家と親戚関係にある本学法人本部長・本岡吉彦氏の言によれば、「小曾根家関係の遺品・文書等は整理され、古文書関係は長崎県立長崎図書館に寄贈している」とのこと。さっそく、長崎県立長崎図書館の4階にある郷土資料室に確認したところ、小曾根家関係の文書は未整理のまま保管されていることが判明した。私は、後日、この文書の中から『藩論』という幕末期の一級資料を探し出せるのではないかと期待している。

しかし、『藩論』には著者名がない。この著者説をめぐって明治の後期から龍馬説あるいは海援隊の書記・長岡謙吉の著作であるとか長年論議されてきた。今日では龍馬と海援隊同志の共著説が定説となっている。私は『藩論』の思想（議会制、庶民の政治参加、天皇絶対主義の否定等）が彼の『新政府綱領八策』の内容と同じ脈絡にあることから、龍馬の暗殺後、彼の考えを長岡謙吉が整理して出版したのではないかと考えている。

『藩論』の内容を要約するとあらまし次の通り

である。

まず、『藩論』は藩政改革の原理・原則をこう述べている。「人日々二旧ク、物日々二新タナリ」つまり、万物は流転変化し、それは「天理」に基づく自然の法則である。次に、封建社会における身分の上・下関係を対等関係に置きかえ、政治的デモクラシーの成立要件である社会の構成員の平等性を提唱している。「高貴ニハ必スシモ才徳アルヲ生スルニモアラザレ……卑賤ノ門ニハ必スシモ智能ナキヲ生スルニモアラサレ」。これは、人間は能力において皆平等であるという龍馬の生き様からも伺いしれる彼の最も重要な人間観が滲みでているくだりである。

『藩論』は、さらに新しい政治体制の基本原則をこう述べている。「天下国家ノ事治ムルニ於テハ民コノ柄ヲ執（権力）ルモ可ナリ、乱スニ於テハ至尊（天皇）之ヲ為スモ不可ナリ」、それゆえ、「天下ヲ治メ国家ヲ理ムルノ權ハ唯人心ノ向フ処ニ歸スヘシ」。『藩論』は、国家権力の基礎を民に求め、権力の行使の目的を世論に求めるべきであると強調している。つまり、これはデモクラシーを正面に、しかも高らかに掲げたもので、当時としては最も大胆かつ斬新的な提言であった*。

*あとで述べる英文 Han Ron では、「民」のことを People (i.e. the serfs, or villains, not samurai) で表わしている。民とは、武士ではなく、水のみ百姓、渡世人を含む領民のことである。

さらに、『藩論』は、「甬メテ変革ノ基ヲ開ク」と題して、なによりもまず着手しなければならない改革案を具体的に3点指摘している。

第1点は、新制度の施行に先立ち、新しい訓令を藩士に示し、全藩に命じて「誓約ノ札」を結ばなければならないとしている。つまり、藩主と藩士・領民との「新しい契約」という人間関係を提起している。これは従来のような藩主

の藩士・領民に対する絶対的な主従関係の観念を否定し、まず両者が対等な契約関係を結ぶべきことを強調している。

第2点は、そのような新しい「誓約」（契約）に基づいて「家格ノ制ヲ滅シ世禄ノ法ヲ絶シ一旦官ヲ廃シ級爵ヲ収メ閭藩混合平均シテ」つまり、全領民平等な条件の下で「予シメ定則ノ人員ヲ期シ各々望ム処ノ人名ヲ進メシムルコト世俗入札ノ式ヲ用テ以テ衆人徳望ノ帰スル人物ヲ撰ムヘシ」と具体的な選挙の方法を提案している。ここに、私達は個人の自由と人間の平等という『藩論』の基本的精神をよみとることができる。つまり、門閥や貴賤による身分格差をなくし、個人の能力に応じて官職につかせ、俸禄をあてがうこと、さらには「衆人」という大衆（町人・農民）の「入札」（選挙）による政治参加への道を切り開いたこと、これらは、まさに封建社会において『藩論』では、すでに人間をその生れ、地位・財産に関係なく思索する個として捉え、個の能力に全幅の信頼をおき、従ってまた、個としての民が政治をおこなうに資格ある能力の持主であると考えていたことを如実に物語っているものである。

第3点は「再タヒ清撰ス」という執行部の互選・再選制度の提唱である。西洋の場合と異なり、日本ではデモクラシーの制度が未熟であることから、私的な親疎好悪の感情に左右されるおそれがある。従って、第1回の選挙による単純多数の得票者が必ずしも新しい執行部として適任者であるとはかぎらない。従って、第1回の選挙で選ばれた人々の中からさらに互選により有能な人物を選出し彼らに藩政を担当させるという提案である。これは、デモクラシーの衆愚政治に陥る欠点を防ごうと考えていた点で注目し得る。

以上3点が藩政改革の基調として提言されたものである。この後『藩論』は、さらに巻をおこして領民（町民・農民）の選挙の問題を論議したいとして「巻1」を結んでいる。

『藩論』巻2は我々の知るかぎり世に出てい

ない。しかし、私はこのくだけから『藩論』全体の構想を次のように解釈している。

『藩論』巻1が旧武士層から選ばれるいわば上院の選挙制度を論じているのに対して、「巻2」では領民層からなる下院制度の構想をもっていたものと考えられる。要するに『藩論』の構想は、政治のあり方を封建的な幕藩体制に代って、領民（武士・町民・農民）をすべて対等な人間とみなし、彼らに参政権（「入札」= 普通選挙）を与え、その機関としての議会制度の設置を大胆にも提起するものであった。

これは、まさに日本人が主張した最初の近代憲政思想であり、日本におけるデモクラシーの原点である。私達はそれをどのように高く評価しても決してしすぎることはない。

〔2〕『藩論』と H. Parkes（駐日英国公使）

当時、最初に『藩論』に注目した人物は、日本人ではなく、駐日英国公使のH・パークスと彼の通訳官C・ホールであった。参考までに、学会レベルで日本人が注目したのは約40年後のことであり、その人物は元土佐藩士、当時の貴族院議員・千頭清臣であった。その後、東大教授・尾佐竹猛が『藩論』の原本を発見し、これを『明治文化研究』第1輯に発表、『土佐史談』第46号にも転載した。

さて、H・パークスとC・ホールであるが、彼らは、中国のアヘン戦争の後、我国に関心をもち、とくに薩・長・土の動向に注目していた。その諜報活動の過程で、通訳官C・ホールが『藩論』と出会い、その内容のすばらしさに驚き、彼は、薩・長の倒幕運動が単なる暴力ではなく、政治的デモクラシーの思想（理念）に支えられた運動であることを確信し、上司のH・パークス公使に報告した。公使はすぐにこの『藩論』の英訳をC・ホールに命じた。

このC・ホール訳の英文“Han Ron”は、1870年1月29日、駐日英国公使H・パークスによって「このHan Ronと題する日本の政治的文書は、いま日本人の間で芽ばえ、主張されつ

つある個の自由ならびに政治的自由に関する内容のものである」という彼の手紙をそえて、横浜から英国外務大臣・クラレンドン伯に送付された。

1980年秋、私は、この英文“Han Ron”の史料を求め、英国外務省公文書館(Public Record Office)を訪れた。私は、公文書館のレジスター冊子(FO/802 Register Japan 1867-70)から、さらに公文書集(FO46/124)の200-203頁に、1870年1月29日、H・パークスが横浜から送付した彼の手紙と英文“Han Ron”を確認した。私は、この英文“Han Ron”という史料の第1発見者ということになるが、いま考えてみても、龍馬を中心とする脱藩者の集団、亀山社中・海援隊の仲間達が論議しまとめられた文書が、英国では、いまなお、正式の公文書として整理され保管されていることにあらためて驚かされるしだいである。

〔3〕『藩論』の今日的意義について

(1) まず『藩論』の一般的な意義であるが、すでに概観してきたように、『藩論』は、町人・農民を含む完全普通選挙による議会制デモクラシーを提唱している。この意味は大きい。当時、幕府の開明派といわれた幕臣達ですら、例えば、勝海舟、西周、福沢諭吉達の考えていた議会制デモクラシーは、旧武士層からなる選挙制度で、そこには町人・農民は含まれていなかった。

(2) 次に、歴史的な観点からみると、従来、我国の自由民権思想は、中江兆民、植木枝盛を中心にフランスの急進的啓蒙思想の直輸入であると主張されてきた。しかし『藩論』は、明治元年に出版されており、時間的にみて、その思想性は、当然、自由民権運動に先行している。従って、自由民権思想は、こうした『藩論』の思想性を背景に、その後、フランスのルソー、ヴォルテール、ディドロ等の哲学思想の影響を

うけ、より明白に理論化され構築されたものであり、『藩論』を自由民権思想の思想的原点とみなすことが可能となる。それゆえ『藩論』は、こうした従来の日本史の通説を覆す貴重な史料としての意味をもっている。

(3) 最後に、今日的な意義であるが、『藩論』の思想的な核心は、我国の憲法思想史上、「帝国憲法」を通り越して、今日の「日本国憲法」の理念に具現されていることである。

「帝国憲法」は、伊藤博文を代表とする政府要人によって、当時、君主を絶対化した「プロシア憲法」を参考に制定されたものである。ここでは、国家の構成員は、人間として独立した個ではなく、天皇の家臣としての臣民でしかなかった。また、権利体系についても、天皇制の維持を前提とし、いわば、制約付きの権利体系でしかなかった。例えば、「思想・表現の自由」といっても、天皇ならびにその制度を批判することは許されなかった。

従って、この「帝国憲法」には『藩論』の思想性、つまり、平等で主体的な人間観、庶民の無条件な政治参加、天皇絶対主義の否定等が入り込む余地はなかった。その意味では、『藩論』の思想性は「帝国憲法」に対立する憲政思想であり、反権力思想とみなされてきた。『藩論』の思想が社会的に復活するには今日の「日本国憲法」の登場を待たなければならなかった。

〔『藩論』に関する主要論文・著書〕

- (1) 『藩論』研究 関家新助『同志社時報』No 51. 1974 いわゆる千頭論文『ジャパン・クロニクル』掲載の翻訳
- (2) ‘HAN RON’ 関家・吉原共編、中央書院 1977
- (3) 続『藩論』研究 関家新助『同志社時報』No 70. 1981 英文の“Han Ron” ロンドンにて発見
- (4) 『近代日本の反権力思想 龍馬の『藩論』を中心に』関家新助 法律文化社 1986